

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案 新旧対照条文

- 指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）（抄）（第一関係） 1
- 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第二百二十五号）（抄）（第一関係） 2
- 医療観察指定医療機関医療担当規程（平成十七年厚生労働省告示第三百六十七号）（抄）（第一関係） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）（抄）（第一関係） 5
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）（抄）（第一関係） 6
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）（抄）（第二関係） 7
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）（抄）（第三関係） 9
- 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第三十九号）（抄）（第四関係） 11
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）（抄）（第五関係） 15
- 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第九十三号）（抄）（第七関係） 17
- 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）（第八関係） 18
- 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）（抄）（第八関係） 21
- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）（第八関係） 24
- 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）（抄）（第八関係） 28
- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）（抄）（第八関係） 33

- 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）（抄）（第九関係） 44
- 平成二十年厚生労働省告示第三十一号（介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）（抄）（第十関係） 47
- 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）（抄）（第十一関係） 48
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第二百二十八号）（抄）（第十二関係） 50
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第七十八号）（抄）（第十三関係） 52
- 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）（抄）（第十四関係） 53
- 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成二十六年厚生労働省告示第三百七十六号）（抄）（第十五関係） 56

○ 指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）（抄）（第一関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第十一条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第十一条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

改正案	現行
<p>一〇四（略）</p> <p>五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七十九条第一項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。</p>

六〇八
(略)

六〇八
(略)

改正案	現行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第七條 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七條第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八條の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五條中「<u>関する診療録</u>」とあるのは「<u>対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）</u>」若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第七條 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七條第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八條の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五條中「<u>関する診療録</u>」とあるのは「<u>対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）</u>」若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>

○ 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）（抄）（第一関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>	<p>（指定訪問看護事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 指定自立支援医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によつて」とあるのは「健康保険の例によつて（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によつて）」と、それぞれ読み替えて適用する。</p>

○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）（抄）（第二関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年^{文部科学省令第二号}厚生労働省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年^{文部科学省令第三号}厚生労働省令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所</p>	<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年^{文部科学省令第二号}厚生労働省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年^{文部科学省令第三号}厚生労働省令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所</p>

生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
十四～十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 介護保険法に規定する指定施設サービス等を行う施設並びに居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業、指定地域密着型サービスを行う事業、介護予防サービス（介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業、指定地域密着型介護予防サービスを行う事業並びに第一号事業（第一号訪問事業及び第一号通所事業に限る。）
六～八 (略)

生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業並びに介護予防支援事業
十四～十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 介護保険法に規定する指定施設サービス等を行う施設並びに居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業、指定地域密着型サービスを行う事業、介護予防サービス（介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業
六～八 (略)

○ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）（抄）
 （第三関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行							
<p>一〇十四（略） 十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法 イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</td> <td>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法</td> </tr> <tr> <td>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の關係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第 号）附則第 号</td> <td>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用</td> </tr> </table>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の關係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第 号）附則第 号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用	<p>一〇十四（略） 十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法 イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</td> <td>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法</td> </tr> <tr> <td>施行規則第四百十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</td> <td>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用</td> </tr> </table>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法	施行規則第四百十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法								
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の關係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第 号）附則第 号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用								
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法								
施行規則第四百十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用								

<p>十六〇二十二 (略)</p>	<p>その効力を有するものとされた施行規則第四百十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p> <p>いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>十六〇二十二 (略)</p>	<p>いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

○ 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第二十九号）抄）（第四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六条第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に行つた現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」という。）の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びビの額の合計額からハの額を控除して得た額</p> <p>イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハ</p>	<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六条第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に行つた現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」という。）の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びビの額の合計額からハの額を控除して得た額</p> <p>イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハ</p>

において「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

要介護一	要介護四又は要介護五
要介護二	要介護五

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて

において「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

要介護一	要介護四又は要介護五
要介護二	要介護五

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

要支援一	要介護三、要介護四又は要介護五
要支援二	要介護四又は要介護五

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定（以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

要支援一	要介護三、要介護四又は要介護五
要支援二	要介護四又は要介護五

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定（以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）（抄）（第五関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇七（略）</p> <p>八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）並びに指定事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の三）に規定する指定事業者をいう。）により行われる当該指定に係る第一号訪問事業（介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。）に係る介護の給付</p>	<p>一〇七（略）</p> <p>八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付</p>



○ 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第百九十三号）（抄）（第七関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇九（略）</p> <p>十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりな</u>おその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付</p>	<p>一〇九（略）</p> <p>十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付</p>

○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）（第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。			
旧措置入所者の所得の区分 (略)	旧措置入所者の所得の区分 (略)	旧措置入所者の所得の区分 一 二の項から四の項までに掲げる者 以外の者	割合 百分の九十
二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方	(略)	二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方	百分の九十。ただし、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 平成十七年九月三十日においてこの告示による廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号。以下「旧割合告示」という。）における旧措置入所者の割合が百分の九十五以上の者 百分の九十五

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）

ロ イに該当する者であつて、基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）を上回るもの（ハに掲げるものを除く。）百分の九十七

ハ 基準額から当該基準額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限

(略)		(略)
四	三	
<p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者</p>	<p>市町村民税世帯非課税者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの又はこれに準ずると認められる者</p>	
<p>ロ イに該当する者であつて、基準額から当該基準額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回るもの 百分の百</p>	<p>イ 平成十七年九月三十日において旧割合告示における旧措置入所者の割合が百分の九十五以上の者 百分の九十七</p>	<p>度額を加えた額が、費用徴収額を上回る者 百分の百 百分の九十。ただし、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 平成十七年九月三十日において旧割合告示における旧措置入所者の割合が百分の九十五以上の者 百分の九十七</p>

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）（抄）（第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	
四	<p>（略）</p>	一	<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十条の五第一号に掲げる者</p>
施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者で	（略）	二	<p>施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの</p>
（略）	（略）	三	<p>施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの</p>
		四	<p>施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者で</p>
		額	<p>一日につき 六百五十円</p>

(略)	(略)	<p>あつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの</p>
-----	-----	--

六	五	<p>あつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの</p>
あつて、国民年金法等の一部を改正する法律（三）	あつて、国民年金法等の一部を改正する法律（三）	<p>あつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの</p> <p>あつて、国民年金法等の一部を改正する法律（三）</p>

(略)	(略)	

八	七	
施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	<p>昭和六十年法律第三十四号) 附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものときされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの</p> <p>施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき三百円であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(二の項及び五の項に掲げる者を除く。)</p>	

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）（第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
所得の区分		所得の区分	
居室等の区分		居室等の区分	
額		額	
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	
		<p>一 イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第四</p>	

	<p>二 イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サ</p>	(略)	(略)								
	<p>二 イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サ</p>	<p>号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1300 1680 1396 1904">多床室</td> <td data-bbox="1300 1904 1396 2094">十円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1680 1300 1904">ユニット型個室</td> <td data-bbox="1077 1904 1300 2094">一日につき八百二十円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1680 1077 1904">ユニット型準個室</td> <td data-bbox="758 1904 1077 2094">一日につき四百九十円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1680 758 1904">従来型個室（特養等）</td> <td data-bbox="391 1904 758 2094">一日につき四百二十円</td> </tr> </table>	多床室	十円	ユニット型個室	一日につき八百二十円	ユニット型準個室	一日につき四百九十円	従来型個室（特養等）	一日につき四百二十円
多床室	十円										
ユニット型個室	一日につき八百二十円										
ユニット型準個室	一日につき四百九十円										
従来型個室（特養等）	一日につき四百二十円										

<p>正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び二の項ロに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者</p>			
	多床室	従来型個室（老健・療養等）	従来型個室（特養等）
	一日につき 零円	一日につき 千四百九十 円	一日につき 千三百二十 円

<p>四</p> <p>施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零</p>	<p>（略）</p>
<p>四</p> <p>五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの</p> <p>施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零</p>	<p>一日につき 三百九十円</p>

施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者

であつて、
かつ、介護
保険法の施
行の際現に
施行法第二
十条の規定
による改正
前の老人福
祉法（昭和
三十八年法
律第三百十
三号）第二
十八条第一
項の規定に
より費用を
徴収され、
当該徴収さ
れている費
用の一日当
たりの額（
その額に十
円未満の端
数があると
きは、これ
を切り捨て
るものとする

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）（抄）（第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行		
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		所得の区分	居室の区分	
		額	額	
<p>（略）</p>		<p>一 イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの</p>	<p>ユニット型個室 ユニット型準個室</p>	<p>一日につき千三百十円 一日につき千二百十円</p>
		<p>従来型個室</p>	<p>一日につき八百二十円</p>	

(略)			
二			
イ の、 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの	ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの
室	多床室		
ユニット型個			
百十円	七十円		
一日につき千三百	一日につき三百		

護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的金等の収入金額（所得税法（昭和十年法律第三十三号）第三十五第二項第一号に規定する公的年等の収入金額をいう。）及び当指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一

護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的金等の収入金額（所得税法（昭和十年法律第三十三号）第三十五第二項第一号に規定する公的年等の収入金額をいう。）及び当指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一

二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としな
い状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）

○ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）（抄）（第九関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 (略)</p>	<p>第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 介護老人福祉施設 二 介護老人保健施設 三 居宅介護支援事業所 四 介護予防支援事業所 五 老人介護支援センター 六 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション 七 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 八 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 九 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 十 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 十一 特定施設又は介護予防特定施設 十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 十三 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所 十四 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 十五 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム

十九 第一号通所事業に係る事業所

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。

一〇七 (略)

- プホーム
 - 十六 地域密着型特定施設
 - 十七 地域密着型介護老人福祉施設
 - 十八 複合型サービス事業所
- (新設)

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。

- 一 施設サービス
- イ〇ハ (略)
- 二 居宅介護支援
- 三 居宅サービス
- イ〇ヲ (略)
- 四 地域密着型サービス
- イ〇チ (略)
- 五 介護予防支援
- 六 介護予防サービス
- イ 介護予防訪問介護
- ロ 介護予防訪問入浴介護
- ハ 介護予防訪問看護
- ニ 介護予防訪問リハビリテーション
- ホ 介護予防居宅療養管理指導
- ヘ 介護予防通所介護
- ト 介護予防通所リハビリテーション
- チ 介護予防短期入所生活介護
- リ 介護予防短期入所療養介護

八 地域支援事業
イ 第一号訪問事業
ロ 第一号通所事業

ヌ 介護予防特定施設入居者生活介護
ル 介護予防福祉用具貸与
ヲ 特定介護予防福祉用具販売
七 介護予防地域密着型サービス
イ、ハ (略)
(新設)

○平成二十年厚生労働省告示第三十一号（介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）（抄）（第十関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 介護支援専門員（法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）が作成した法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業</p> <p>三 市町村職員等が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請がなされたときに、当該申請に係る住宅を現地調査し、又は住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。）が完了した後、に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等（法第八条第十二項に規定する福祉用具、法第八条第十三項に規定する特定福祉用具又は法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護支援専門員（法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）が作成した法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業</p> <p>三 市町村職員等が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請がなされたときに、当該申請に係る住宅を現地調査し、又は住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。）が完了した後、に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等（法第八条第十二項に規定する福祉用具、法第八条第十三項に規定する特定福祉用具又は法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業</p> <p>四・五 (略)</p>

改正案	現行
<p>第四 在宅医療</p> <p>四の四 介護職員等^{かくたん}喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、医療介護総合確保推進法附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）に係る指定を受けている者に限る。）</p> <p>(4) 介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又は同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護（医師が</p>	<p>第四 在宅医療</p> <p>四の四 介護職員等^{かくたん}喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護又は同条第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）に係る指定を受けている者に限る。）</p> <p>(4) 介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又は同法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護（医師が</p>

置かれていない場合に限る。)を行う者

(5)・(6) (略)

(7) 介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号の規定による介護予防サービス(介護予防訪問介護等に限る。)若しくは地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う者

(8) (11) (略)

置かれていない場合に限る。)を行う者

(5)・(6) (略)

(7) 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号の規定による介護予防サービス(介護予防訪問介護等に限る。)又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う者

(8) (11) (略)

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）（抄）（第十二関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一

患者の区分 (略)	診療報酬の算定方法に掲げる療養 (略)
--------------	------------------------

備考

- 一～三 (略)
- 四 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- 五 (略)
- 六 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。
- 七～十二 (略)

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養 (略)	算定方法 (略)
------------------------	-------------

備考

- 一～三 (略)
- 四 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。
- 五～八 (略)

別表第一

患者の区分 (略)	診療報酬の算定方法に掲げる療養 (略)
--------------	------------------------

備考

- 一～三 (略)
- 四 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- 五 (略)
- 六 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。
- 七～十二 (略)

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養 (略)	算定方法 (略)
------------------------	-------------

備考

- 一～三 (略)
- 四 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。
- 五～八 (略)

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、**法第八条の二第八項**に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

十 十九 （略）

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、**法第八条の二第十項**に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

十 十九 （略）

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）（抄）（第十三関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居</p> <p>七 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点</p> <p>八・九（略）</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居</p> <p>七 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点</p> <p>八・九（略）</p>

○ 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）（抄）（第十四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依り、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。</p>	報告内容	報告単位	報告方法
	<p>病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依り、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。</p>	（略）	（略）
	<p>一 法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能</p>	（略）	（略）
<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依り、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。</p>	報告内容	報告単位	報告方法
	<p>病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に依り、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。</p>	（略）	（略）
	<p>一 法第三十条の十二第一項第一号に規定する基準日における病床の機能</p>	（略）	（略）

<p>(略)</p>	<p>十二 長期療養患者の受 入状況 イ・ロ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>施件数 へ (略) ト 人工腎臓又は腹膜 灌流の実施件数 チ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>(略)</p>	<p>十二 長期療養患者の受 入状況 イ・ロ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>施件数 へ (略) ト 人工腎臓又は腹膜 灌流の実施件数 チ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○ 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成二十六年厚生労働省告示第三百七十六号）（抄）（第十五関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の二十一第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の十五第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>